

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

羅臼町長 湊屋 稔

市町村名 (市町村コード)	羅臼町 (016942)
地域名 (地域内農業集落名)	羅臼町 (峯浜地区集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 3月3日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

羅臼町は農業集落が1箇所であり、いずれも酪農業である。平成25年度より9戸の経営となるが、この間廃業はあったものの新規就農者もあり、現在も9戸を維持している。また、経営者が40代が3分の2を占め、10年後でも1戸の減少見込みである。しかしながら、長期的に安定した経営と事業規模を維持するためには、農地の利用を図るため、新規就農者や後継者の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の酪農形態を維持することが重要であり、担い手がいない農家は、新たな担い手への農地の集積を進めることや場合によってはスマート農業の導入の検討も必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	680 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	617 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域を農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地の有効利用を図るため、JA、農業経営者と連携し、近隣経営者の事業拡大や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を活用することで、広範囲に担い手を探することができるため、経営者の意向を踏まえながら活用を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針 制度の活用を推進するが、あくまでも経営者の意向を尊重し、JAと協議しながら整備事業を取り込む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 町の他、JA等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 酪農ヘルパーを活用し、農業者支援を進めることや委託が必要な状況になった場合は、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】